



令和元年10月1日より  
熊本県の最低賃金が  
改定されました。

令和元年10月1日より  
熊本県の  
最低賃金は

790円 (時間額)

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者に適用されます。

特定(産業別)最低賃金(時間額) 令和元年  
12月15日より

電子部品・デバイス・電子回路、電気  
機械器具、情報通信機械器具製造業

832円



自動車・同附属品製造業、船舶製造・  
修理業、船用機関製造業

884円



百貨店、総合スーパー

792円



最低賃金の引き上げに向けた支援をご存じですか？

ワン・ストップ無料相談 熊本働き方改革推進支援センター TEL. 0120-946-834  
業務改善助成金 熊本労働局 雇用環境・均等室 TEL. 096-352-3865

最低賃金に関するお問い合わせ

熊本労働局労働基準部賃金室 TEL. 096-355-3202 FAX. 096-353-6621

各労働基準監督署

●熊本 TEL.096-362-7100 ●玉名 TEL.0968-73-4411 ●天草 TEL.0969-23-2266  
●八代 TEL.0965-32-3151 ●人吉 TEL.0966-22-5151 ●菊池 TEL.0968-25-3136

最低賃金に関する特設サイト <https://pc.saiteichingin.info/>



# 熊本県の最低賃金

**必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。**

熊本県内で事業を営む使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。

地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

## 熊本県地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用範囲
熊本県最低賃金	<b>790円</b>	<b>令和元年10月1日</b>	熊本県内のすべての労働者に適用されます。

## 熊本県特定(産業別)最低賃金

産業	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用除外等
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>832円</b>	<b>令和元年12月15日</b>	次に掲げる者を除きます。 ○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの(※) ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、上記の他に、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又はこん包の業務(これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。)に主として従事する者  (※)外国人技能実習生は、この「技能習得中のもの」には該当しないため、特定(産業別)最低賃金が適用されます。
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	<b>884円</b>	<b>令和元年12月15日</b>	
百貨店、総合スーパー	<b>792円</b>	<b>令和元年12月15日</b>	

注1 最低賃金は、常用・臨時・パート・学生アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

注2 最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)  
③時間外割増賃金など ④休日割増賃金など ⑤深夜割増賃金など ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

注3 「百貨店、総合スーパー」とは、衣・食・住にわたる各種の商品を販売する百貨店・デパート及び総合スーパー等であって、従業者が常時50人以上のものをいいます。

注4 特定(産業別)最低賃金の産業の名称は、日本標準産業分類によるものです。